実習/調査船「たちばな」利用規約

2026 年 7 月 28 日

横浜国立大学地域連携推進機構臨海環境センター

第１条　本規約は、臨海環境センターにいて行われる研究・教育のために船舶（実習/調査船「たちばな」）利用に際して、事故なく安全に運用できるように行うことを目的とする。

第２条　具体的な調査・採集・実習内容、使用機器、利用者の持ち込み機器などについて、センター職員および船長と十分に協議をおこなった後、臨海環境センター利用願に記入し申込を行う。

第３条　実習/調査船「たちばな」の利用料金の徴収は行わない。

第４条　乗船に当たっては、桜マーク付きのライフジャケット（救命胴衣）を必ず着用することとする。

第５条　事故等の防止のため、乗船前に別に定める「実習/調査船「たちばな」安全マニュアル」を必ず確認し、船上ではセンター職員及び船長の指導に従うこととする。これに違反した場合は、次回からの利用を停止することがある。

第６条　利用者が故意または重大な過失により他機関等に損害を与えた場合、その損害に相当する費用に対する賠償費用は、利用者の負担とする。

第７条　調査・採集・実習時の事故等については、センターは一切責任を負わない。

第８条　利用者がこの規約に違反、またはセンターの運営に重大な支障を与えた場合には、センター長はその利用の承認を取り消し、または停止することができる。